

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和4年11月29日(火)をもちまして「清水フードセンター商品券」の利用を終了致しました。商品券の払戻しを下記のとおり実施致しますので申出期間内にお申出をお願い致します。

◆払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

清水商事株式会社 清水フードセンター

◆払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「清水フードセンター商品券1,000円」



「清水フードセンター商品券500円」



◆払戻しの申出期間

令和4年11月30日(水) 開店時から
令和5年 2月27日(月) 閉店時まで

◆申出方法及び払戻し方法

- (1) 払戻し対象となる商品券を持参の上、**清水フードセンター各店舗**の係員までお申し出下さい。店舗にて返金させていただきます。
- (2) 清水フードセンター各店舗にご来店頂くことが困難な場合は、①又は②のお申込み方法により銀行振込にて返金させていただきます。 ※お振込み手数料は当社負担
 - ①事前に電話によりお申し出(払戻最終日まで受付け)される場合、後日当社より返信用封筒を郵送いたしますので、商品券と振込申込書をご郵送頂き、ご返金させていただきます。
 - ②直接商品券を郵送によりお申出(振込先及び連絡先を同封下さい。払戻最終日消印有効)される場合、お客さまが負担した郵送料を加算した金額をご返金させていただきます。

※下記お問い合わせ先までお電話又は、ご郵送ください。

※当該期間に申出をしなかった商品券の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

◆払戻しに関する問い合わせ先

〒950-8733 新潟県新潟市中央区 清水商事株式会社 お客様サービス部
堀之内55番地1 ☎0120-726109

令和4年11月30日(水)